

2 低減対策

除染等、生活圏から放射性物質を積極的に取り除く取組が、各分野で行われています。

分野	対策項目	対策状況
一般環境	生活空間の除染	<p>放射性物質汚染対処特別措置法では、面的な空間放射線量率が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）^(注18)以上の地域を国が市町村単位で「汚染状況重点調査地域」に指定しています。指定を受けた市町村では実施計画を策定し、表面土壌の撤去、覆土、草木除去、雨どいの洗浄など国が示したガイドラインに沿って除染を実施しています。</p> <p>(注18) 除染の目安：空間放射線量率 毎時0.23マイクロシーベルト =除染の目安である毎時0.23マイクロシーベルトは、1年間の追加被ばく線量を1ミリシーベルトとした場合、それを1時間あたりに換算したもので、具体的には1日の生活パターンを考慮して求めた毎時0.19マイクロシーベルトと自然界（大地）毎時0.04マイクロシーベルトの線量の和です。 マイクロ(μ)は、100万分の1を表し、ミリ(m)は、1,000分の1を表します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>1</p> <p>除染事例</p>  <p>● 民家の軒下・雨樋の清掃 ● 草木の刈り取り ● 側溝の汚泥の除去 (提供) 伊達市 (提供) 福島市</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2</p> <p>除染事例</p>  <p>● 校庭表土の削り取り ● 建物の屋根等の洗浄 ● 庭土等の土壤の削り取り (提供) JAEA (提供) 福島市 (提供) 伊達市</p> </div> </div> <p>出典：放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 平成24年度版 ver. 2012001 除染方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○汚染状況重点調査地域指定市町村 <p>平成23年12月28日付で桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町の12市町村が指定を受けました。</p> <p>このうち、片品村とみなかみ町は、平成24年12月27日付けで指定が解除になりました。</p> <p>平成29年3月22日付で、安中市及び中之条町の指定が解除されました。</p> <p>現在、「汚染状況重点調査地域」に指定されている市町村は8市町村となっています。</p> ○除染実施市町村 <p>除染実施計画を策定し、除染を実施した市町村は、桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、川場村です。</p> <p>*安中市は調査の結果、面的除染が必要な区域が確認されていません。</p> ○進捗状況 <p>平成27年11月に「除染実施計画」を策定した全市町村で生活圏における除染が完了し、全指定市町村が『除染措置完了市町村』になりました。</p> <p>(進捗状況の詳細は次のとおり)</p>

(次ページへ)

分野	対策項目	対策状況																			
一般環境 (前ページから) 生活空間の除染	<p>〈市町村〉</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th><th>進捗状況等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐生市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年5月～平成27年3月です。 ・平成25年9月で生活環境圏（学校、公園、住宅など）の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、平成25年12月に完成しました。 </td></tr> <tr> <td>沼田市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年3月です。 ・平成26年12月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。（新たに除染の必要があれば対応します。） ・仮置場については、設置を検討しています。 </td></tr> <tr> <td>渋川市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年3月～平成26年3月です。 ・平成24年10月末で除染実施計画上の牧草地の除染措置は終了しました。 ・平成25年度に公共施設及び農地について、詳細測定を行った結果、基準値を下回ったため、農地等の除染は行いませんでした。計画区域内の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、設置予定はありません。 </td></tr> <tr> <td>みどり市</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成23年6月～平成25年3月です。 ・平成25年1月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、平成25年2月に完成しました。 </td></tr> <tr> <td>下仁田町</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成25年10月です。 ・平成25年8月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。 ・なお、除染実施計画以外の全戸調査及び除染作業については、緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）で平成24年5月～平成24年12月まで既に実施済みです。 ・仮置場については、平成25年10月に完成しました。 </td></tr> <tr> <td>中之条町</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成26年3月です。 ・除染実施計画上の除染措置は平成25年12月で終了しました。 ・平成29年3月22日付けで、指定が解除されました。 </td></tr> <tr> <td>高山村</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年12月です。 ・平成27年10月で除染実施計画上の除染措置は終了しました。 ・仮置場については、平成27年11月に完成しました。 </td></tr> <tr> <td>東吾妻町</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年3月です。 ・平成24年12月中旬で除染実施計画上の除染作業は終了しました。 </td></tr> <tr> <td>川場村</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年5月～平成29年3月です。 ・教育施設、公共施設については平成25年度に全ての箇所で除染作業が完了しました。 ・仮置場については、平成26年6月に完成しました。 </td></tr> </tbody> </table>	市町村名	進捗状況等	桐生市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年5月～平成27年3月です。 ・平成25年9月で生活環境圏（学校、公園、住宅など）の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、平成25年12月に完成しました。 	沼田市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年3月です。 ・平成26年12月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。（新たに除染の必要があれば対応します。） ・仮置場については、設置を検討しています。 	渋川市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年3月～平成26年3月です。 ・平成24年10月末で除染実施計画上の牧草地の除染措置は終了しました。 ・平成25年度に公共施設及び農地について、詳細測定を行った結果、基準値を下回ったため、農地等の除染は行いませんでした。計画区域内の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、設置予定はありません。 	みどり市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成23年6月～平成25年3月です。 ・平成25年1月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、平成25年2月に完成しました。 	下仁田町	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成25年10月です。 ・平成25年8月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。 ・なお、除染実施計画以外の全戸調査及び除染作業については、緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）で平成24年5月～平成24年12月まで既に実施済みです。 ・仮置場については、平成25年10月に完成しました。 	中之条町	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成26年3月です。 ・除染実施計画上の除染措置は平成25年12月で終了しました。 ・平成29年3月22日付けで、指定が解除されました。 	高山村	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年12月です。 ・平成27年10月で除染実施計画上の除染措置は終了しました。 ・仮置場については、平成27年11月に完成しました。 	東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年3月です。 ・平成24年12月中旬で除染実施計画上の除染作業は終了しました。 	川場村	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年5月～平成29年3月です。 ・教育施設、公共施設については平成25年度に全ての箇所で除染作業が完了しました。 ・仮置場については、平成26年6月に完成しました。
市町村名	進捗状況等																				
桐生市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年5月～平成27年3月です。 ・平成25年9月で生活環境圏（学校、公園、住宅など）の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、平成25年12月に完成しました。 																				
沼田市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年3月です。 ・平成26年12月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。（新たに除染の必要があれば対応します。） ・仮置場については、設置を検討しています。 																				
渋川市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年3月～平成26年3月です。 ・平成24年10月末で除染実施計画上の牧草地の除染措置は終了しました。 ・平成25年度に公共施設及び農地について、詳細測定を行った結果、基準値を下回ったため、農地等の除染は行いませんでした。計画区域内の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、設置予定はありません。 																				
みどり市	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成23年6月～平成25年3月です。 ・平成25年1月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。（新たに必要が生じれば対応します。） ・仮置場については、平成25年2月に完成しました。 																				
下仁田町	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成25年10月です。 ・平成25年8月末で除染実施計画上の除染措置は終了しました。 ・なお、除染実施計画以外の全戸調査及び除染作業については、緊急雇用創出事業（震災等緊急雇用対応事業）で平成24年5月～平成24年12月まで既に実施済みです。 ・仮置場については、平成25年10月に完成しました。 																				
中之条町	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成26年3月です。 ・除染実施計画上の除染措置は平成25年12月で終了しました。 ・平成29年3月22日付けで、指定が解除されました。 																				
高山村	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年12月です。 ・平成27年10月で除染実施計画上の除染措置は終了しました。 ・仮置場については、平成27年11月に完成しました。 																				
東吾妻町	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年4月～平成27年3月です。 ・平成24年12月中旬で除染実施計画上の除染作業は終了しました。 																				
川場村	<ul style="list-style-type: none"> ・除染実施計画期間は、平成24年5月～平成29年3月です。 ・教育施設、公共施設については平成25年度に全ての箇所で除染作業が完了しました。 ・仮置場については、平成26年6月に完成しました。 																				
<p>※ 「除染実施計画」を策定した全市町村で除染が終了し、「除染措置完了市町村」になります。</p> <p>関連HP：http://josen.env.go.jp/zone/index.html</p>																					
(次ページへ)																					

分野	対策項目	対策状況											
一般環境	(前ページから) 生活空間の除染	<p>〈県有施設〉</p> <p style="text-align: right;">(平成29年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21世紀の森</td> <td>平成25年7月で除染を終了しました。</td> </tr> <tr> <td>下仁田高校</td> <td>平成24年7月で除染を終了しました。</td> </tr> <tr> <td>ぐんま天文台</td> <td>平成25年7月で除染を終了しました。</td> </tr> <tr> <td>北毛青少年自然の家</td> <td>平成25年7月で除染を終了しました。</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	進捗状況	21世紀の森	平成25年7月で除染を終了しました。	下仁田高校	平成24年7月で除染を終了しました。	ぐんま天文台	平成25年7月で除染を終了しました。	北毛青少年自然の家	平成25年7月で除染を終了しました。
施設名	進捗状況												
21世紀の森	平成25年7月で除染を終了しました。												
下仁田高校	平成24年7月で除染を終了しました。												
ぐんま天文台	平成25年7月で除染を終了しました。												
北毛青少年自然の家	平成25年7月で除染を終了しました。												
		<p>除染終了後は放射線量モニタリング調査を実施します。 また、汚染状況重点調査地域については、国の基準が示されるのを待って、 指定解除の手續が行われることになります。</p> <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p>											

○身の回りの放射線

身の回りには、もともと存在する放射線もあります。日本国内でもともと自然界から人が日常的に浴びる放射線量：年間2.1ミリシーベルト（世界平均は、年間2.4ミリシーベルト）です。

（1年間の被曝量）



分野	対策項目	対策状況																				
農産物対策	水稻等における放射性物質吸收低減対策	<p>農林水産省から「農産物の放射性セシウム吸収を抑制するためには、カリ肥料を施用することが有効である」との知見が示されたことから、放射性物質抑制対策のパンフレットを作成、県内全農家に配布し周知を図るとともに、市町村等の要望に基づき、東日本大震災農業生産対策交付金を活用して、カリ施用による吸収抑制対策を次のとおり実施しました。</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>川場村</td> <td>水稻</td> <td>110</td> <td>ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>川場村</td> <td>水稻</td> <td>105</td> <td>ヘクタール</td> </tr> <tr> <td></td> <td>安中市</td> <td>水稻</td> <td>4.8</td> <td>ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>安中市</td> <td>水稻</td> <td>23</td> <td>ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>こうした取組により、県内で生産された米からは、基準値を超える放射性物質は検出されませんでした。</p> <p>問合せ先：県庁技術支援課（TEL 027-226-3036）</p>	平成24年度	川場村	水稻	110	ヘクタール	平成25年度	川場村	水稻	105	ヘクタール		安中市	水稻	4.8	ヘクタール	平成26年度	安中市	水稻	23	ヘクタール
平成24年度	川場村	水稻	110	ヘクタール																		
平成25年度	川場村	水稻	105	ヘクタール																		
	安中市	水稻	4.8	ヘクタール																		
平成26年度	安中市	水稻	23	ヘクタール																		
	牧草地の除染	<p>暫定許容値を超過した牧草が生産された永年生牧草地（注19）は、作土上層部に放射性物質が蓄積しているため、反転耕や深耕により除染を実施しています。</p> <p>また、除染した牧草地は翌年の牧草を検査し、除染効果を確認しています。</p> <p>除染面積は次のとおりです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>191.12ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>53.81ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>21.32ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>平成27～28年度</td> <td>3.00ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>2.60ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成29年3月末現在）</p>  <p style="text-align: center;">牧草地の除染(表層土壤と下層土の反転)</p> <p>(注19) 永年生牧草(地)=毎年種まきをすることなく複数年利用できる牧草(地)のことをいいます。</p> <p>問合せ先：県庁畜産課（TEL 027-226-3102）</p>	平成24年度	191.12ヘクタール	平成25年度	53.81ヘクタール	平成26年度	21.32ヘクタール	平成27～28年度	3.00ヘクタール	平成28年度	2.60ヘクタール										
平成24年度	191.12ヘクタール																					
平成25年度	53.81ヘクタール																					
平成26年度	21.32ヘクタール																					
平成27～28年度	3.00ヘクタール																					
平成28年度	2.60ヘクタール																					
	汚染牧草	<p>県内で生産された暫定許容値を超過した乾草やサイレージは、全て放射性セシウムが8,000ベクル毎キログラム以下であったことから放射性物質汚染対策対処特別措置法に基づき一般廃棄物として市町村等が定める方法により処分するか、ほ場にすき込む方法もしくはほ場内で腐熟化したうえでほ場にすき込む方法により処分しています。</p> <p>ほ場へすき込んだ場合、そのほ場から生産される牧草からは暫定許容値を超える放射性セシウムは検出されないことが試験研究結果として示されていますが、牧草地にすき込んだ場合は、そこで生産された牧草等を検査し、暫定許容値を超過していないことを確認しています。</p> <p>汚染牧草量は次のとおりです。</p> <table> <tbody> <tr> <td>平成23年度末</td> <td>約2,500トン</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月調査</td> <td>約181トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>問合せ先：県庁畜産課（TEL 027-226-3102）</p>	平成23年度末	約2,500トン	平成29年5月調査	約181トン																
平成23年度末	約2,500トン																					
平成29年5月調査	約181トン																					
	汚染堆肥	<p>堆肥は、暫定許容値400ベクル毎キログラム以下（製品重量）であれば、飼料作物栽培用として利用可能であることが研究成果として示されていることから、ほ場内で利用しました。</p> <p>なお、暫定許容値（400ベクル毎キログラム）以下であっても、放射性セシウムが100ベクル毎キログラム以上ある牧草等を給与した家畜のふん尿を利用した堆肥については、検査を実施し、暫定許容値（400ベクル毎キログラム）を超過していないことを確認しています。</p> <p>問合せ先：県庁畜産課（TEL 027-226-3102）</p>																				

3 その他の対策

関係機関の連携による総合的対策の推進や普及啓発・相談窓口の設置、試験研究等の取組を実施しています。

分野	対策項目	対策状況
体制整備	関係会議の開催	<p>○県・市町村放射線対策会議 放射線対策について、県と市町村が連携し、総合的な対策を推進することを目的に平成24年5月7日「県・市町村放射線対策会議」を設置しました。また、この会議内には、汚染地域重点調査地域の指定を受けた12市町村を構成員とする除染部会を設置し、除染対策の円滑な推進に向けた情報共有を図っています。</p> <p>〈構成員〉 市町村、環境（森林）事務所、環境保全課（事務局）</p> <p>〈主な活動内容〉</p> <ul style="list-style-type: none">・「群馬県放射線関連業務に係るQ&A集（改訂版）」の作成、更新。・「群馬県放射線対策現況」の作成、更新。・公園等の生活圏を中心とした放射線量を測定した結果を可視化した、「群馬県放射線マップ」の作製、更新（平成26年度まで）。・放射線量を測定した結果の「マッピングぐんま」への公表（平成27年度から）。・東京電力ホールディングス株式会社（旧東京電力株式会社）に対する損害賠償請求状況取りまとめ（一部事務組合分を含む）。 ○平成29年3月末現在の損害賠償状況（市町村及び一部事務組合） 支払額 2,099,053,229円・原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への申立て（ADR申立て）に関する情報の共有。 <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p> <hr/> <p>○放射線対策庁内連絡会議 県では、分野横断的に放射線対策業務の円滑な推進を図るため、平成24年4月25日に「放射線対策庁内連絡会議」を設置し、情報の共有などを行っています。</p> <p>〈構成員〉 総務課、危機管理室、学事法制課、企画課、県民生活課、消費生活課、子育て・青少年課、健康福祉課、保健予防課、食品・生活衛生課、環境政策課、廃棄物・リサイクル課、自然環境課、林政課、林業振興課、きのこ普及室、農政課、技術支援課、蚕糸園芸課、畜産課、産業政策課、工業振興課、観光物産課、監理課、建設企画課、下水環境課、（企）総務課、（企）水道課、（病）総務課、（教）総務課、（教）健康体育課、県民健康科学大学、環境保全課（事務局）</p> <p>〈主な活動内容〉</p> <ul style="list-style-type: none">・「群馬県放射線関連業務に係るQ&A集（改訂版）」の作成、更新。・「群馬県放射線対策現況」の作成、更新。・東京電力ホールディングス株式会社（旧東京電力株式会社）に対する損害賠償請求状況取りまとめ。 ○平成29年3月末現在の損害賠償状況（県） 支払額 1,076,564,406円・原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への申立て（ADR申立て）に関する情報の共有。 <p>問合せ先：県庁環境保全課（TEL 027-226-2836）</p>

(次ページへ)

分野	対策項目	対策状況
体制整備	(前ページから) 関係会議の開催	<p>○放射線の健康への影響に関する有識者会議</p> <p>県では、放射性物質の県民の健康にもたらす影響と対策について、専門的かつ長期的な視点から幅広く有識者の意見を得るため「放射線の健康への影響に関する有識者会議」を平成23年11月21日に設置し、会議を3回開催しました。</p> <p>また、会議のまとめを県ホームページに掲載し、県民の放射線に対する正しい理解や不安の払拭に努めています。</p> <p>〈放射線の健康への影響に関する有識者会議構成員〉</p> <p>群馬大学重粒子線医学研究センター、 群馬大学医学部附属病院、群馬県立がんセンター、 群馬県立県民健康科学大学、群馬県医師会、 筑波大学附属病院、 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 高崎量子応用研究所、 健康福祉部長、 保健予防課（事務局）</p> <p>〈主な協議内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線・放射性物質に係る本県の取組状況 ・県内の空間放射線量 ・放射性物質の測定結果 ・放射線の県民の健康への影響 ・WHO（世界保健機関）、UNSCEAR（国連科学委員会）報告書について  <p>放射線の健康への影響に関する有識者会議</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d2900089.html http://www.pref.gunma.jp/05/d2900152.html http://www.pref.gunma.jp/05/d2900271.html</p> <p>問合せ先：県庁保健予防課（TEL 027-226-2609）</p> <hr/> <p>○農政部放射性物質対策連絡調整会議</p> <p>県では、農政部内における放射性物質対策の情報共有を図るため、平成24年2月17日に連絡調整会議を設置しました。</p> <p>平成29年3月までに「農畜産物に対する放射性物質の影響と対応策」、「農畜産物の放射性物質吸収抑制対策」、「損害賠償請求の状況」を主な議題として会議を18回開催しました。</p> <p>問合せ先：県庁農政課（TEL 027-226-3018）</p> <p>(次ページへ)</p>

分野	対策項目	対策状況
体制整備	(前ページから) 関係会議の開催	<p>○食品安全会議の開催 平成14年4月に設置された、知事を議長とし食の安全に関する15課2室で組織する食品安全会議において、総合行政の観点からリスク管理の総合調整を行い、食の安全施策に向け協議及び情報交換等を行っています。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6210026.html</p> <p>(食品安全危機管理チームの開催) 食品安全会議の下部組織として食の安全に関する関係17課室の係長で組織した食品安全危機管理チームの会議を開催し、情報共有・事例検証・緊急時対応支援等による連携を図っています。 原発事故直後の平成23年3月16日には食品に直接関係する関係所属による緊急会議を開催し、情報交換・対応協議を行いました。</p> <p>(食品安全基本計画) 群馬県食品安全基本計画2016-2019では、原発事故による食品の放射性物質汚染対策として継続的に食品中の放射性物質検査を実施し、安全を確認しています。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200058.html</p> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2424）</p> <hr/> <p>○市町村汚泥処理連絡会議 放射性物質を含む下水汚泥等を適切に処理するため、関係市町村で会議を開き、情報共有等を行っています。 現在、処理場から搬出されている下水汚泥は、すべてセメント・肥料の原料等としての基準を満たしているため、安全に処分されています。</p> <p>問合せ先：県庁下水環境課（TEL 027-226-3687）</p> <hr/> <p>○国民生活センター貸与機器による放射性物質検査体制整備 県内18市町村が国民生活センターから放射性物質検査機器の貸与を受け、自主的に学校給食の食材や、住民が自家消費するための食品等を検査しています。</p> <p>〈貸与を受けている自治体（全18市町村）〉 前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、上野村、下仁田町、中之条町、嬬恋村、草津町、高山村、片品村、昭和村、みなかみ町、明和町</p> <p>問合せ先：県庁消費生活課（TEL 027-226-2284）</p> <hr/> <p>○放射線測定協力事業 (測定指導、対策支援) 県民健康科学大学では、市町村等が行う放射線測定に関する助言・指導、測定値の解釈・評価、対策の立案・実施に関する助言等を通じて、県民に安心安心の提供を図っています。 また、県内学校における空間線量測定に向けて、測定対象53校を選定しました。</p> <p>問合せ先：県民健康科学大学（TEL 027-235-1211）</p>
		(次ページへ)

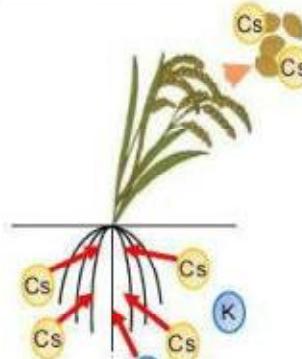
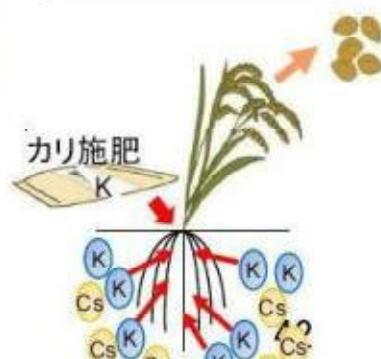
分野	対策項目	対策状況
体制整備	(前ページから) その他	<p>○下水汚泥等の相談窓口の設置 県では、放射性物質が検出された汚泥等の問題について、平成23年5月から相談を受けています。 国から示される放射性物質を含む汚泥等の処分方法及び、保管汚泥の処理促進に資する情報提供を行っています。</p> <p>問合せ先：県庁下水環境課（TEL 027-226-3687）</p> <hr/> <p>○原子力事業者との覚書等の締結による連絡体制の確立 平成25年2月6日、東京電力株式会社（現：東京電力ホールディングス株式会社）と福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所に係る異常時の通報、事象の報告、平常時の連絡体制等を内容とする覚書を締結しました。 また、平成25年9月の原子力災害対策指針の改正に伴い、異常時の通報内容に異常事態に至る前の「警戒事態」を追加し覚書を一部変更しました。 さらに、同年8月13日、日本原子力発電株式会社と東海第二発電所に係る同様の異常時の通報、事象の報告、平常時の連絡体制等を内容とする取り決めを行いました。</p> <p>問合せ先：県庁危機管理室（TEL 027-226-2244）</p>

分野	対策項目	対策状況						
普及啓発	研修会、説明会等の開催	<p>○農業事務所等における吸収抑制対策の周知 県では、平成24年1月に「農地土壤の放射性セシウムにかかる土壤調査結果と今後の対応」を公表し、放射性セシウムの濃度分布図を作成するとともに濃度低減対策を取りまとめました。 これに基づき、農産物に対する放射性セシウムの吸収抑制対策を生産者へ周知徹底するため、研修会や説明会、資料提供を行いました。 これらの取組により、吸収抑制対策の周知・実施が徹底され、平成25年度以降は放射性物質の安全検査において、全ての品目で基準値以下となっています。なお、周知徹底状況の把握は平成26年度で終了しましたが、吸収抑制対策の現場指導は継続していきます。</p> <p>〈周知徹底状況（平成24年2月～27年3月）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会・説明会 1,358回 延べ 34,888人 ・資料提供 178回 231,688部 <p>問合せ先：県庁技術支援課（TEL 027-226-3068）</p> <hr/> <p>○学校保健担当者研修会 放射線について正しく理解し、児童生徒を放射線の影響から守るため、市町村教育委員会や学校の教職員を対象に研修会を開催しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">開催日</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">テーマ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">H23年7月28日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">放射線を正しく理解するために—健康への影響—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">H24年7月26日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">放射線を正しく理解するために —食物摂取の内部被ばくを中心に—</td> </tr> </tbody> </table> <p>問合せ先：県教育委員会健康体育課（TEL 027-226-4709）</p> <hr/> <p>○放射性物質の新基準値施行に伴う説明会開催 原子力発電所の事故直後に設定された暫定規制値に替わり、平成24年4月から食品中に含まれる放射性物質の新たな基準値が施行されました。 県では、県内5か所で県民説明会を開催し、新たな基準値が設定されたプロセスや、食品健康影響評価の考え方などについて、わかりやすく説明するとともに、参加者からのご意見、ご質問に対応して、食品の放射性物質汚染に対する理解を深めていただきました。</p> <p>〈開催場所等〉 平成24年4月24日利根沼田県民局庁舎 平成24年5月11日高崎市総合保健センター 平成24年5月14日吾妻郡学習センター 平成24年5月15日太田合同庁舎 平成24年5月18日県庁ビジターセンター</p> <p>※今後について •出前講座等で継続して説明しています。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 食品中の放射性物質基準値説明会</p> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2424）</p> <p>(次ページへ)</p>	開催日	テーマ等	H23年7月28日	放射線を正しく理解するために—健康への影響—	H24年7月26日	放射線を正しく理解するために —食物摂取の内部被ばくを中心に—
開催日	テーマ等							
H23年7月28日	放射線を正しく理解するために—健康への影響—							
H24年7月26日	放射線を正しく理解するために —食物摂取の内部被ばくを中心に—							

分野	対策項目	対策状況														
普及啓発	(前ページから) 研修会、説明会等の開催	<p>○各種リスクコミュニケーション事業の実施 県では、食品の放射性物質対策、食品中に含まれる放射性物質の基準値について理解を深めていただくため意見交換会を開催しています。また、学識経験者、消費者、事業者、報道等の各分野の委員から構成される群馬県食品安全県民会議を開催し、食品の放射性物質対策についてご意見を参考に食品の安全安心に取り組んでいます。</p> <p>〈主な取組〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日等</th><th>テーマ等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年6月15日 【意見交換会】</td><td>食品を介した放射性物質の健康への影響について</td></tr> <tr> <td>H23年11月4日 【県民会議】</td><td>放射性物質に係る食品の安全検査のあり方について</td></tr> <tr> <td>H24年1月19日 【意見交換会】</td><td>食品のリスクを考えるフォーラム～食品と放射性物質～</td></tr> <tr> <td>H24年7月4日 【県民会議】</td><td>食品の放射性物質検査に関する情報の伝え方について</td></tr> <tr> <td>H24年10月23日 【意見交換会】</td><td>食品のリスクを考えるフォーラム～食品中の放射性物質～</td></tr> <tr> <td>H28年11月10日 【県民会議】</td><td>食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考える</td></tr> </tbody> </table> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2424）</p> <hr/> <p>○群馬県産農林水産物（牛肉を除く）の放射性物質検査結果データベースのホームページ公表 県で品目ごとに検査し公表している、県産農畜産物、きのこ類、水産物などの検査結果と原乳の検査結果を集約して、データベースを作成しホームページで公表しています。今後もデータベースを週1回、更新していきます。最新の検査結果については、報道提供資料をご覧ください。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200097.html</p> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2424）</p> <hr/> <p>○「食の安全情報」（放射性物質関連掲載）紙の発行 県では、月1回程度食の安全に関する情報を食の安全情報通信員（ボランティア約550名）を通じて約9,700部配布しています。 事故直後には「食品と放射性物質、放射能等に係る基本的な知識」を掲載したことを行じめ、その後「食品中の放射性物質の新たな基準値」や「食品等の放射性物質汚染に関する県の取組」など放射性物質関連記事をタイムリーに掲載し発行しています。 詳細な内容は、次のHPを参照してください。 (食の安全情報バックナンバー) http://www.pref.gunma.jp/05/d6200163.html</p> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2424）</p> <hr/> <p>○「食品安全データブック」の作成 県では、年1回食品の安全確保の仕組みや食中毒の発生状況、監視指導の実施状況、食品検査の概要等を紹介した食品安全データブックを作成しており、平成23年度版から放射性物質検査についても掲載しています。</p> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2424）</p>	開催日等	テーマ等	H23年6月15日 【意見交換会】	食品を介した放射性物質の健康への影響について	H23年11月4日 【県民会議】	放射性物質に係る食品の安全検査のあり方について	H24年1月19日 【意見交換会】	食品のリスクを考えるフォーラム～食品と放射性物質～	H24年7月4日 【県民会議】	食品の放射性物質検査に関する情報の伝え方について	H24年10月23日 【意見交換会】	食品のリスクを考えるフォーラム～食品中の放射性物質～	H28年11月10日 【県民会議】	食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考える
開催日等	テーマ等															
H23年6月15日 【意見交換会】	食品を介した放射性物質の健康への影響について															
H23年11月4日 【県民会議】	放射性物質に係る食品の安全検査のあり方について															
H24年1月19日 【意見交換会】	食品のリスクを考えるフォーラム～食品と放射性物質～															
H24年7月4日 【県民会議】	食品の放射性物質検査に関する情報の伝え方について															
H24年10月23日 【意見交換会】	食品のリスクを考えるフォーラム～食品中の放射性物質～															
H28年11月10日 【県民会議】	食品中の放射性物質に対する取組と検査のあり方を考える															

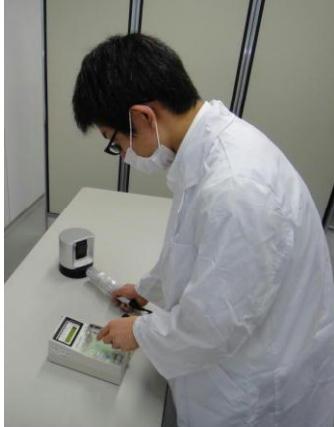
(次ページへ)

分野	対策項目	対策状況																												
普及啓発	(前ページから) 研修会、説明会等の開催	<p>○「食品中の放射性物質」についての説明 県では、食品の放射性物質対策、食品中に含まれる放射性物質の基準値について理解を深めていただくために、県内の各種団体などが開催する会議、集会などに県職員を派遣しています。 県民の皆さんからの疑問にもお答えする形で説明しますので、要望がありましたら、お気軽にお問い合わせください。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200030.html</p> <p>問合せ先：県庁食品・生活衛生課（TEL 027-226-2424）</p> <hr/> <p>○出前なんでも講座等 県では、県内にある町内会や子ども会などの地域の団体、企業などの民間団体、学校や市町村などの公的団体などが主催する会議、説明会、授業などの集会に県職員を派遣して事業や施策などの情報を説明しています。</p> <p>放射能の基礎知識や放射線対策などに関する講座内容も用意しています。</p> <p>詳細な内容は、次のHPを参照してください。（出前なんでも講座） http://www.pref.gunma.jp/07/b2111296.html</p>																												
相談窓口の設置		<p>県の放射線関係窓口は次のとおりです。なお、放射線対策の総合的な窓口である、環境保全課放射線対策係は、平成27年4月から放射線・土壤環境係に改組しました。</p> <p>○放射線対策総合窓口</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〈放射能に関する問い合わせ先「総合窓口」〉 群馬県環境森林部 環境保全課 放射線・土壤環境係 TEL 027-226-2836</p> </div> <p>○食品等の安全に関する相談窓口</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〈放射能関係食品の安全に関する問い合わせ先〉 流通食品の安全性 群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課 TEL 027-226-2424</p> </div> <p>○健康相談窓口・表面汚染測定相談窓口</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〈放射線関係健康相談・表面汚染測定に関する問い合わせ先〉</p> <table> <tbody> <tr> <td>群馬県健康福祉部 保健予防課</td> <td>: TEL 027-226-2609</td> </tr> <tr> <td>県内各保健福祉事務所 渋川</td> <td>: TEL 0279-22-4166</td> </tr> <tr> <td>伊勢崎</td> <td>: TEL 0270-25-5066</td> </tr> <tr> <td>安中</td> <td>: TEL 027-381-0345</td> </tr> <tr> <td>藤岡</td> <td>: TEL 0274-22-1420</td> </tr> <tr> <td>富岡</td> <td>: TEL 0274-62-1541</td> </tr> <tr> <td>吾妻</td> <td>: TEL 0279-75-3303</td> </tr> <tr> <td>利根沼田</td> <td>: TEL 0278-23-2185</td> </tr> <tr> <td>太田</td> <td>: TEL 0276-31-8243</td> </tr> <tr> <td>桐生</td> <td>: TEL 0277-53-4131</td> </tr> <tr> <td>館林</td> <td>: TEL 0276-72-3230</td> </tr> <tr> <td>前橋市保健所 健康増進課</td> <td>: TEL 027-220-5783</td> </tr> <tr> <td>" 保健総務課</td> <td>: TEL 027-220-5781</td> </tr> <tr> <td>高崎市保健所 健康課</td> <td>: TEL 027-381-6113</td> </tr> </tbody> </table> </div>	群馬県健康福祉部 保健予防課	: TEL 027-226-2609	県内各保健福祉事務所 渋川	: TEL 0279-22-4166	伊勢崎	: TEL 0270-25-5066	安中	: TEL 027-381-0345	藤岡	: TEL 0274-22-1420	富岡	: TEL 0274-62-1541	吾妻	: TEL 0279-75-3303	利根沼田	: TEL 0278-23-2185	太田	: TEL 0276-31-8243	桐生	: TEL 0277-53-4131	館林	: TEL 0276-72-3230	前橋市保健所 健康増進課	: TEL 027-220-5783	" 保健総務課	: TEL 027-220-5781	高崎市保健所 健康課	: TEL 027-381-6113
群馬県健康福祉部 保健予防課	: TEL 027-226-2609																													
県内各保健福祉事務所 渋川	: TEL 0279-22-4166																													
伊勢崎	: TEL 0270-25-5066																													
安中	: TEL 027-381-0345																													
藤岡	: TEL 0274-22-1420																													
富岡	: TEL 0274-62-1541																													
吾妻	: TEL 0279-75-3303																													
利根沼田	: TEL 0278-23-2185																													
太田	: TEL 0276-31-8243																													
桐生	: TEL 0277-53-4131																													
館林	: TEL 0276-72-3230																													
前橋市保健所 健康増進課	: TEL 027-220-5783																													
" 保健総務課	: TEL 027-220-5781																													
高崎市保健所 健康課	: TEL 027-381-6113																													

分野	対策項目	対策状況
試験研究	農林水産関係の放射線対策に係る研究	<p>○玄米への放射性セシウム移行低減対策の検証</p> <p>農業技術センターでは、放射性セシウムの玄米への移行低減対策のひとつであるカリ施用の効果の検証を目的として、施肥指導を行うとともに、玄米中の放射性セシウム濃度と土壤・耕作管理状況等に関する詳細な調査を実施しました。</p> <p>平成24年度は県内55地点で、平成25年度は県内49地点で調査を実施したところ、玄米中の放射性セシウム濃度は全ての地点で不検出または基準値(100ベクレル毎キログラム)以下でした。</p> <p>玄米への放射性セシウムの移行については、既存の知見と同様にカリ施用の有効性を示し、水稻栽培後の土壤の交換性カリ含量が25ミリグラム毎100グラム乾土以上のほとんどの地点では、玄米の放射性セシウム濃度は不検出でした。</p> <p>2年間の調査結果から、カリ肥料を施用し土壤の交換性カリ含量を適正に管理することで玄米の放射性セシウム濃度を十分に低く抑えられることが検証できました。</p> <p>平成26年度から平成28年度まで水田土壤の交換性カリ含量を管理するための試験に取り組み、交換性カリの減少しやすい場では、栽培前の塩化加里による交換性カリ含量25ミリグラム毎100グラムを目標とした改良と慣行施肥に加え水稻のカリ吸収量が多くなる時期(移植の約1か月後)の塩化加里追肥が玄米の放射性セシウム濃度低減対策として有効であることを検証しました。</p> <p style="text-align: center;">カリ施肥による稻の吸收抑制対策</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>土壤中のカリ濃度が 不十分な場合</p>  <p>放射性セシウムを 吸収しやすい</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>土壤中のカリ濃度が 適正な場合</p>  <p>放射性セシウムの 吸収は抑制される</p> </div> </div> <p>出典：放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 平成24年度版 ver. 2012001</p> <p>詳細調査（水稻）の結果は、県のホームページで公開しています。 http://www.pref.gunma.jp/06/f0100368.html (平成25年度詳細調査・水稻)</p> <p>問合せ先：県農業技術センター (TEL 0270-62-1021)</p> <p>(次ページへ)</p>

分野	対策項目	対策状況
試験研究	(前ページから) 農林水産 関係の放 射線対策 に係る研 究	<p>○赤城大沼における放射性セシウムの動態解明</p> <p>水産試験場では、生息魚類から基準値を超える放射性セシウムが検出された赤城大沼において、湖内の魚類（特にワカサギ）、プランクトンおよび水生植物等の放射性物質検査を実施するとともに、ワカサギの実効半減期を推定することで、湖内生態系における放射性セシウムの動態を解明しています。赤城大沼の湖水中における放射性セシウム濃度は減少し、ワカサギの体サイズ別で差異が生じていた放射性セシウム濃度に変化が見られなくなりました。さらに、赤城大沼湖水のCs-137収支を求めたところ、湖底堆積物からの再溶出が示唆されました。</p> <p>研究成果は環境省の以下のホームページに掲載されています（復興枠5ZB-1201）。</p> <p>http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/suryo_report/h25/h25_suishin_report.html</p> <p>平成26年度からは、科学研究費助成事業（基盤研究B）として群馬大学や国立環境研究所等と協力して動態解明に関する詳細な調査研究を継続しています。研究成果は科学研究費助成事業データベースの以下のホームページに掲載されています（研究課題26292100）。</p> <p>https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-26292100/</p> <p>問合せ先：県水産試験場（TEL 027-231-2803）</p> <hr/> <p>○牧草の放射性セシウム濃度低減技術</p> <p>畜産試験場では、県内牧草畑土壤の放射性セシウム濃度と耕起による除染効果について調査しました。</p> <p>その結果、牧草畑土壤中の交換性カリウム濃度が30ミクログラム毎100グラム以下および土壤pH6.5以下では、牧草中の放射性セシウム濃度が高い傾向がありました。</p> <p>また、耕起等除染した場合、土壤中の放射性セシウムはプラウ耕（注20）では61～94%低下し、ロータリー耕（注20）では53%低下しました。</p> <p>除染が困難な放牧地においては、化学肥料や堆肥の施用により土壤カリ濃度を高めることで牧草の放射性セシウム濃度が低減しました。</p> <p>これらの情報は牧草地管理で活かされています。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="margin: 0;">(注20) プラウ耕とローリー耕＝プラウ耕(反転耕)とは、プラウ(鋤(アキ))により、土壤を反転(天地返し)させることをいいます。ローリー耕とは、ローリー(爪(ハリ))により土壤の表土を耕すことをいいます。</p> </div> <p>※今後について</p> <p>除染を実施した畜産試験場ほ場における、牧草の放射性セシウム濃度調査を継続します。</p> <p>問合せ先：県畜産試験場（TEL 027-288-2222）</p> <hr/> <p>○農産物における吸収抑制対策実証ほ場の設置(H26)</p> <p>（水稻の放射性セシウム吸収抑制対策支援）</p> <p>水稻に対する適切なカリ施用法を検討した結果、県土壤診断基準に従った塩化カリの基肥施用が放射性セシウム吸収抑制対策として、コスト、食味の面から有効であることが示されました。</p> <p>問合せ先：県庁技術支援課（TEL 027-226-3068）</p>

(次ページへ)

分野	対策項目	対策状況
試験研究	(前ページから) 農林水産関係の放射線対策に係る研究	<p>○シイタケ原木の指標値検査結果分布マップの作成 前出（1 監視・測定 野生の山菜・きのこなど分野）の指標値検査に供されたシイタケ原木採取地を地図ソフト上にポイントし、放射性セシウム検査結果の濃度区別に表示した分布マップを作成しました。適宜更新を行っており、地点数の蓄積により精度が向上しています。 このマップを生産者に示すことで、原木入手先の汚染状況がわかり、原木手配の参考となります。</p> <p>問合せ先：県林業試験場（TEL 027-373-2300）</p> <hr/> <p>○原木シイタケ栽培における放射性セシウム低減技術 <効率的に放射性物質を低減する栽培管理の実証> 汚染状況の異なる原木シイタケほど場において、汚染状況の把握に関する実証試験及び各種資材により汚染を低減する実証試験を行いました。 非汚染ほど木設置後2年経過時点で、空間線量0.05マイクロシーベルト毎時程度のほど場ではほど木への汚染がなく、被覆材及び敷設材使用の有無に関わらず、非汚染ほど木を使用することで環境による汚染を考慮しなくてもよいことが明らかになりました。一方、0.13マイクロシーベルト毎時程度のほど場では環境による汚染があり、被覆材及び敷設材の併用により放射性セシウム濃度を低減できることが明らかになりました。</p> <p>上記以外の試験研究成果は、次のHPを参照してください。 http://www.pref.gunma.jp/07/p13710024.html</p> <p>問合せ先：県林業試験場（TEL 027-373-2300）</p>
	工業製品関係の放射線に関する試験	<p>○工業製品の放射線量測定試験 県では、本県製造業を支援するため、県内の工業製品の輸出や国内での取引に当たって、放射線量測定や証明書の添付を求められる事例への対応として、群馬産業技術センター及び繊維工業試験場において、工業製品の放射線量測定を実施しています。 現在までに高い放射線量が測定された事例はありません。</p> <p>問合せ先：県庁工業振興課 （TEL 027-226-3352）</p> <div data-bbox="1071 1080 1405 1507" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: right;">工業製品の放射線量測定</p>